

議案第14号

東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東近江市個人情報保護条例（平成30年東近江市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第10項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。